

福祉医療費資格証の更新

毎年、9月1日に福祉医療費受給資格証を更新します。
現在、8月31日までの受給資格証をお持ちの方で、引き続き受給資格を満たす方については、8月下旬に更新申請の案内通知を送付しますので、更新の手続きをしてください。

■福祉医療費制度とは

福祉医療費助成制度は、心身障害者・乳幼児および一人親家庭等の方が、医療機関で診察を受けたときに支払った自己負担金（保険適用分）の一部または全部を県や市が助成する制度です。

心身障害者医療費助成

- 対象者** ・4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方
 ・判定機関で、知的障害者と判定された方のうちIQ50以下の方
- 所得制限** ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます
- 助成額** ・自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

心身障害者（老人保健適用者）医療費助成

- 対象者** ・65歳以上の方で、障害があり、あらかじめ市で認定を受けた方
- 所得制限** ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます
- 助成額** ・自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

県内の医療機関で受診される場合は、受給資格証を窓口へ提示してください（※注 4歳から義務教育就学前児童を除く）。また、県外の医療機関で受診された場合は、領収書を添付して助成申請をしてください。ただし、老人保健適用者の方は提示も申請も必要がありません。

今まで、福祉医療費の申請手続きをされていない方で、該当すると思われる方は保険年金課までご連絡ください。ただし、受給資格要件に所得制限などがありますので、ご了承ください。

入院時の食事標準負担額については減額認定されている場合のみ助成

一人親家庭等医療費助成

- 対象者** ・18歳未満の児童を扶養する一人親家庭の母または父および18歳未満の児童
 ・父母のいない18歳未満の児童
- 所得制限** ・本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます
- 助成額** ・自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

乳幼児医療費助成

- 対象者** ・4歳未満の乳幼児および4歳から義務教育就学前児童
 ※注 4歳から義務教育就学前児童については入院の場合のみ助成
- 所得制限** ・保護者の前年の所得により制限されます。
- 助成額** ・自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

※注 就学前乳幼児医療費助成制度

入院に要した保険診療分の医療費に限り助成されます（ただし、保護者の所得制度があります）。4歳未満のお子さんの助成方法とは異なりますので、詳しくは保険年金課までお問い合わせください。なお就学前児童については受給資格証は発行しません。

老人保健医療受給者証の更新

毎年8月1日に、前年（平成18年中）所得に基づき医療機関での窓口負担割合の定期判定を行います。今回の定期判定で窓口負担割合が変更となる方は新しい受給者証を送付しました。新しい受給者証が送られてきた方は、これまでお使いの古い受給者証を各庁舎総合窓口課または北勢庁舎保険年金課へ返却してください。

なお、窓口負担割合に変更がない方は、現在お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

■老人保健医療受給者の負担割合

| 所得区分 | 自己負担割合 | 所得条件 |
|----------|--------|---|
| 現役並みの所得者 | 3割 | 課税所得が145万円以上の70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方（以下、「高齢者」）がいる世帯の受給者 ※ただし、収入合計が高齢者1人の世帯で383万円未満、高齢者2人以上の世帯で520万円未満と申請した場合は1割負担となります。 |
| 一般 | 1割 | 現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない世帯の方 |
| 低所得者 | Ⅱ | 1割 市民税非課税世帯の方 市民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない世帯の方 |
| | Ⅰ | |

■老人保健医療の受給者とは

- ・75歳以上の方
- ・昭和7年9月30日以前に生まれた方
- ・65歳以上で一定の障害のある方